

狂犬病予防注射と畜犬登録の御案内

飼い犬の登録と、飼い犬に毎年一回の狂犬病予防注射を受けさせることは、「狂犬病予防法」で決められた飼い主の義務です。そのほかにも、ふんの始末をしつかり行うことやつないで飼うことは、飼い主が守らなければならぬ基本的なルールとマナーです。
あなたの大好きなペットが近所の嫌われものにならないためにも、飼い主は責任を持って飼うことが大切です。

犬や猫の苦情が

ふえています

「鳴き声がうるさい」「ふんの始末がされていない」「放し飼いにしている」など、毎年多くの苦情が寄せられています。飼い主の皆さんが正しい飼い方をすれば、飼い主も犬や猫も、地域で好感を持たれることになりません。自分たちの街が衛生的で安全で住みやすくなっていくためにも、犬や猫を飼うマナーはきちんと守りましょう。

放し飼いは絶対にしない

「富士市飼い犬条例」では、犬を飼うとき、人に危害を加えないために、おりの中に入れるか丈夫な鎖や綱でつなぐなど、必要な措置をするよう定められています。

散歩のときは、引き綱をつけて歩きましょう。散歩は犬にとって、たまっていたストレスを発散する機会

犬のかみつき事故が

ふえています

昨年四月からことしの一月までに、犬のかみつき事故が十五件発生しています。特に大型犬（秋田・土佐犬など）には近づかないようにしましょう。

大型犬の飼育については、おりに入れて飼い、放れてしまうことのないよう十分注意してください。万が一、飼い犬が人を傷つけたときは、飼い主は直ちに届け出なければなりません。また、被害者も届け出ることができます。
届け出は、市役所環境衛生課へ。

飼い主のわがままで、

犬や猫を捨てないで

犬や猫を捨てることは動物虐待の



罪で罰せられます。どうしても飼うことができないときは、保健所の引き取りに出しましょう。引き取りの日程については、広報ふじ二十日号の暮らしのたよりでお知らせしています。

また、飼っている動物を譲りたい人と、新たに動物を飼いたい人との仲介をする伝言板「ポッチとニャンチの愛の伝言板」を御利用ください。伝言板は市役所一階北側入口ホールに設置してあります。

死んでしまった犬や猫は

環境クリーンセンターへ

死んでしまった犬や猫は、環境クリーンセンターで処分します。飼い主が直接、持ち運んでください。
・手数料 一頭千円
・環境クリーンセンター

☎351-0081

この場合、収骨はできません。収骨を希望する場合は、民間の動物霊園業者を御利用ください。

狂犬病予防注射・畜犬登録の日程 平成9年度

日	会場	時間
4月2日(水)	吉原公園	9:30~15:00
〳 3日(木)	田子浦公民館	9:30~15:00
〳 4日(金)	大淵公民館	9:30~15:00
〳 7日(月)	富士中島公園	9:30~12:00
	市立富士体育館	13:30~15:00
〳 8日(火)	丘公民館	9:30~12:00
	一色公会堂	13:30~15:00
〳 9日(水)	天間公民館	9:30~12:00
	湯沢平2公会堂	13:30~15:00
〳 10日(木)	富士南公民館	9:30~12:00
	前田公会堂	13:30~15:00
〳 11日(金)	元吉原公民館	9:30~12:00
	東公民館	13:30~15:00
〳 14日(月)	吉永北公民館	9:30~12:00
	城山町公会堂	13:30~15:00

日	会場	時間
4月15日(火)	富士見台公民館	9:30~15:00
〳 16日(水)	伝法公民館	9:30~15:00
〳 17日(木)	吉永公民館	9:30~12:00
	県富士総合庁舎	13:30~15:00
〳 18日(金)	岩松公民館	9:30~15:00
〳 21日(月)	森島公会堂	9:30~12:00
	富士公民館	13:30~15:00
〳 22日(火)	原田公民館	9:30~12:00
	四丁河原下公会堂	13:30~15:00
〳 23日(水)	今泉公民館	9:30~12:00
	三ッ倉法蔵寺	13:30~15:00
〳 24日(木)	須津公民館	9:30~15:00
〳 25日(金)	鷹岡公民館	9:30~15:00
〳 28日(月)	富士駅南公民館	9:30~12:00
	柏原六王子神社	13:30~15:00
〳 30日(水)	広見公民館	9:30~15:00

- ◆各会場とも、12:00~13:30は受付を休みます。
- ◆雨天でも行います。
- ◆上記の日程で注射や登録ができない場合は、最寄りの動物病院で受けてください。なお、その場合は注射料の金額が異なります。
- ◆犬にフィラリアの症状があるときは、最寄りの動物病院に相談して、狂犬病予防注射を受けてください。

狂犬病予防注射・畜犬登録に必要なもの

愛犬手帳

通知(はがき)

料金 注射料3,320円、新規登録料3,000円

印鑑(初めて登録するとき)

*初めて注射と登録をする場合は、愛犬手帳と通知は不要です。直接、お近くの会場へお出かけください

*料金はおつりのないようお願いします

《飼い犬の登録制度》

狂犬病予防法の改正により、平成七年四月一日以降、既に登録を済ませている犬については、改めて登録をする必要がありません。したがって、一度登録していれば、犬の生涯にわたって有効となるようになっていきます。子犬の場合は、生後九十日を過ぎた日から三十日以内に、狂犬病予防注射と登録を済ませてください。畜犬登録を済ませると発行される鑑札は、狂犬病予防注射済票と一緒に犬の首輪につけておいてください。

《予防注射は》

毎年受けてください

登録は生涯に一回となりましたが、狂犬病予防注射は毎年受けなければなりません。狂犬病は、犬から人間に感染し命取りにもなる恐ろしい病気です。狂犬病の発生を防ぐために、犬を飼っている人は毎年一回、予防注射を必ず受けさせてください。

《登録内容が変わったら、》

届け出を忘れずに

飼っている犬が死亡したときや犬の所有者が変わったときなど、登録内容に変更が生じた場合は三十日以内に印鑑を持参して、市役所環境衛生課に届け出をしてください。死亡と登録抹消の届け出のときは、その犬の登録鑑札と狂犬病予防注射済票と印鑑が必要となります。

犬について
問い合わせは

富士市役所 環境衛生課 ☎51-0123 内線2054

富士保健所 食品衛生課 ☎65-2154